



お客様各位

コスモ・バイオ株式会社
〒135-0016
東京都江東区 2-2-20 東陽駅前ビル
TEL: 03-5632-9610
FAX: 03-5632-9619

浜松ホトニクス株式会社(略号:HPK)
研究材料使用同意書 (MTA)につきまして

この度は、弊社取り扱いの浜松ホトニクス (HPK) 社製品にご興味をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

ご購入前に本1ページ目、研究材料使用同意書(2ページ目)、及び別紙(3ページ目)を十分にお読みいただき、ご確認、ご了解の上、必要事項をご記入ください。

ご注文に際しましては、弊社取扱い代理店様へご注文書と一緒に本書類をご提出頂き、弊社代理店サービスユニット (FAX: 03-5632-9623) までお送りするようご依頼ください。

弊社が確認書を受領後、HPK社へ製品の発注を致しますのでご了承ください。

その他ご不明の点がありましたら、弊社までお問い合わせください。



コスモ・バイオ株式会社

研究材料使用同意書

コスモ・バイオ株式会社より下記の貴社製品を購入するにあたり、その使用について、別紙1「研究材料使用条件」に同意します。

記

使用製品	☐ pGreen Glifon 4000
記入日	年 月 日
当製品の使用用途	

お客様情報をご記入ください。

お客様情報		
研究機関・会社名		
研究室・部署名		
使用研究者 氏名		
研究室・部署責任者 氏名		®
ご連絡先	所在地	〒 —
	TEL	
	E-Mail	@

個人情報は、浜松ホトニクス㈱の「個人情報保護方針」に従い、取り扱います。
<個人情報保護方針 <https://www.hamamatsu.com/jp/ja/website/privacy-policy/index.html> >

研究材料使用条件

1. 定義

- ① 「お客様」とは、研究材料使用同意書の研究機関・会社名欄に記載される本製品の購入者をいいます。
- ② 「本製品」とは、研究材料使用同意書の使用製品欄に記載される浜松ホトニクス㈱提供の細胞内 Glucose 生成を可視化する蛍光タンパク質センサー（Green Glifon 4000）構造遺伝子を含むプラスミドベクターをいい、その派生物（増産したプラスミドベクター、その核酸配列に追加・削除・変更を加えたもの）も含まれます。

2. 使用条件等

- ① 本製品は、試作品且つ有害な性質を有する可能性があるものであり、現状有姿で提供され、機能・性能等を含め何らの保証もないものであり、その使用目的はお客様内における研究に限定されます。
- ② お客様は、本製品を、研究材料使用同意書に記載されたお客様の研究室・部署でのみ使用するものとします。また、お客様は、お客様の研究室・部署において実際に本製品を取り扱う従業者にこの「研究材料使用条件」の遵守の確約を得て、これが遵守されるよう監督するものとします。
- ③ 本製品は、ヒトへ使用（治療、診断等を含む）することはできません。
- ④ お客様は、本製品を第三者へ譲渡、貸与、配布または販売・転売することはできません。
- ⑤ お客様は、本製品を使用した研究成果を外部へ発表する際は、浜松ホトニクス㈱が指定する文献（Mita M *et al.* Analytical Chemistry (2019) doi: 10.1021/acs.analchem.9b00447）を引用する必要があります。
- ⑥ 本製品の購入により、本製品にかかる浜松ホトニクス㈱の知的財産権等がお客様へ譲渡・許諾されるものではありません。
- ⑦ 本製品に第三者の所有する知的財産権等が付帯している場合、本製品の購入により、本製品にかかる当該第三者の知的財産権等がお客様へ譲渡・許諾されるものではありません。
- ⑧ 本製品の使用が、第三者の知的財産権等やその他の権利を侵害していた場合、お客様の責任と費用によってその対応をするものとし、浜松ホトニクス㈱は一切の責任を負いません。
- ⑨ 本製品の使用によりお客様または第三者に不利益、損失が生じた場合、お客様の責任と費用によってその対応をするものとし、浜松ホトニクス㈱は一切の責任を負いません。
- ⑩ お客様は、本製品を安全データシート等に従い、使用しなければなりません。また、お客様は、本製品が試作品であること及び有害な性質を有する可能性があることを認識し、本製品は、明示的・黙示的のいずれにおいても、特定の目的への適合性、安全性または非毒性を含み、かつ、これらに限定されず何らの保証もないものであり、浜松ホトニクス㈱は契約不適合、瑕疵担保、不法行為その他請求の原因の如何にかかわらず、いかなる種類の責任も負わないことを了承します。
- ⑪ お客様は、本製品を商業目的で使用することを希望する場合は、浜松ホトニクス㈱と別途契約を締結する必要があります。
- ⑫ 研究材料使用同意書の準拠法は日本法とし、研究材料使用同意書に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上